

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（246）」

2. 日時：平成29年7月31日 10時00分～12時00分

13時30分～18時00分

3. 場所：原子力規制庁 18階共用会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、伊藤安全審査官、角谷安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 プラント管理グループマネージャー

（他9名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』のうち「1.0 重大事故等対策における共通事項」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<1.0.1 切り替えの容易性>

- 技術的能力審査基準で用いる手順に対し、重大事故等対処設備と自主設備の手順を明確化するとともに本条文に該当する手順の抽出過程の考え方を整理して提示すること。
- 切替えが容易であることについて、具体的な設備を示した上で考え方を整理して提示すること。

<1.0.12 福島第一原子力発電所事故の教訓>

- 福島第一原子力発電所事故及び東日本大震災における東海第二の対応から得た課題の抽出について、課題を抽出したプロセスの概要を整理して提示すること。

<1.0.13 災害対策要員の作業時における装備>

- 通常防護として用いる装備を示した上で、作業の早さを優先する場合、汚染が見込まれるか否かを踏まえ、緊急時の装備の考え方を対応フローと合わせて整理して提示すること。
- 放射線防護具類を装備した状態での作業評価で、「個別操作時間に有意な影響がない」とあるが、技術的能力審査基準で用いる手順との関係を踏まえて整

理して提示すること。

<1.0.15 格納容器長期冷却>

- 格納容器除熱手段について、熱交換器を含めて1次側、2次側で使用する設備の組み合わせを整理して提示すること。
- 線量低減対策の優先順位の考え方について整理して提示すること。

<1.0.16 使用済み燃料乾式貯蔵設備>

- 貯蔵設備が重大事故等対処設備の作業環境に与える影響評価について、貯蔵容器の評価結果を機能毎（除熱機能、密封機能、遮へい機能及び臨界防止機能）に整理して提示すること。
- 貯蔵建屋内で発生する漂流物による貯蔵容器への影響については、建屋への津波浸水プロセス、浸水深さ及びアクセスルートへの影響を示すとともに発生する漂流物の抽出の考え方を整理して提示すること。
- 自然現象等による貯蔵容器への影響について、重大事故等対処施設に対する基準要求への適合性を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料： 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について